

介護特定技能評価試験実施事業（令和７年度補正予算及び令和８年度当初予算）公募要領

令和８年度当初予算分の公募については事業実施期間を十分確保するため、予算成立前に公募を行っています。予算の成立状況によっては、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得ることをご承知おきください。

１ 実施主体（応募主体）

民間団体

※次のすべての要件を満たす法人とする。

- ・ 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ・ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有していること。
- ・ 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ・ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。

２ 実施期間

１年間とする。（令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで）

※ 事業実施団体の採択日が４月１日を超える場合は、採択日以降に実施する事業に係る経費についてのみ補助する。

３ 対象事業

実施団体は、「介護特定技能評価試験実施事業実施要領（令和７年度補正予算分）」及び「介護特定技能評価試験実施事業実施要領」に基づき事業を実施するものとする。

４ 事業実施上の留意事項

- （１）事業の実施にあたっては、実施団体は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室（以下、「福祉人材確保対策室」という。）と定期的な連絡及び協議をしながら進めるものとする。
- （２）事業実施内容の決定に際しては、事前に福祉人材確保対策室と協議の上、了承を得るものとする。
- （３）令和８年度より、受験料が４,０００円（「介護特定技能評価試験（技能）」「介護特定技能評価試験（日本語）」各２,０００円）に改定することとなるため、留意すること。

5 補助基準額及び対象経費

(1) 補助基準額

令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算分についてはそれぞれ以下を基準額（上限額）とする。（消費税等、本事業に係る一切の費用を含む。）

令和7年度補正予算分：152,514 千円

令和8年度当初予算分：280,145 千円

※予算額は、総事業費から受験料その他の寄附金収入を差し引いた費用に充当する。

(2) 補助率

定額（対象経費の 10/10）

(3) 補助対象経費

報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）

6 公募手続

(1) 提出書類

＜事業実施計画に係る書類＞

- 介護特定技能評価試験実施事業（令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算）への応募について（別紙様式1）
- 事業所要額調書（別記1）
- 対象経費支出予定額算出明細書（別記2）
- 事業実施計画書（別記3）
- システムに係るフロー図（受験予約から試験結果分析に至るまでのシステムの流れを示した資料）
- 人件費、旅費、諸謝金の支給基準（所要額内訳書を作成するにあたり積算に用いた資料）

＜実施団体の概要、活動状況に係る書類＞

- 団体の概況書（別記4）
- 国内外の関係部署・機関の連携関係が分かる体制図
- 定款
- 理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書

＜実施団体の経理状況に係る書類＞

- 令和 7 年度収入支出予算書抄本（様式なし）
- 理事会等で承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録）、監事等による監査結果報告書（様式なし）

＜ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する書類＞

以下の書類のうち、該当するものがあればすべて添付すること。

- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

※労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。

- ・ 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく一般事業主行動計画策定届（一般事業主行動計画の計画期間が満了していない計画を策定した企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下）に限る。）
- ・ 従業員への賃金引上げ計画の表明書（表明する意思がある場合のみ提出すること）

※表明書については、別紙様式 5－1 又は 5－2 の内容が具備されていれば、任意様式で差し支えない。

※ 応募書類は A 4 サイズとし、7 部（うち団体名を黒塗りしたものを 5 部）提出してください。

（2）提出期限

持参の場合：令和 8 年 2 月 24 日（火）15 時

郵送の場合：令和 8 年 2 月 24 日（火）必着

※ 提出期限を経過して届いた応募書類は受け付けないので、提出期限の厳守について特に留意すること。

（3）説明会の開催（オンライン）

日時：令和 8 年 2 月 10 日（火）10 時 30 分

説明会は上記の日時でオンラインにて実施します。

説明会への参加を希望する方は、(4)に記載のメールアドレスへ、令和8年2月6日(金)17時までにメールで申し込みください。その際、当日参加される方の所属、氏名、連絡先(電話・メール)についても併せてご連絡ください。なお、メールの件名は、「【〇〇(団体名)】介護特定技能評価試験実施事業説明会参加希望」としてください。

当日は、Zoom(WEB会議サービス)を用いて実施しますので、それに対応した電子機器等をあらかじめご準備ください。説明会前日までに、お申込みいただいたメールアドレス宛に、Zoomによる説明会のご案内をお送りします(申込みされていない方への転送はご遠慮ください)。

(4) 応募書類の提出先及び問い合わせ先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

外国人介護人材受入企画調整係 萩尾・松原・酒井 宛

※ 持参の場合の受付時間及び問い合わせの受付時間は、月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)の10時～17時(12時15分～13時15分を除く。)とします。

持参により応募書類を提出する場合、事前に入館登録が必要なため、持参日がわかりましたら担当までご連絡ください。

※ 封筒表面に、赤字で「『介護特定技能評価試験実施事業』応募書類在中」と記載してください。

TEL : 03-5253-1111 (内線 : 2844)

メール : gaikoku-kaigo@mhlw.go.jp

7 事業採否の決定方法について

事業の採否については、別紙様式を提出した実施団体について、当省に設置する評価委員会による評価を踏まえて決定する。

(1) 評価委員会による評価

応募のあった事業のうち、別に定める評価委員会設置要綱に基づく評価委員会において総合的な評価を行い、採否を決定する。

(主な評価項目)

- ・事業の目的や内容を的確に理解しているか。
- ・事業を適切に実施できる体制になっているか。
- ・事業内容が具体的かつ適切なものになっているか。また、事業実施のために、定期的に事業実施状況を振り返り、実施内容を再考する等、効率的な

事業実施を意識したものとなっているか。

- ・事業規模や実施スケジュールが具体的かつ適切なものになっているか。
- ・経費の内訳が明確になっているか。
- ・外国人を対象にした介護の試験に関する支援について十分な実績を有しているか。

(2) 結果の通知等

審査結果の通知については、実施団体決定後、書面にて行うものとする。

(3) 補助金申請等

採択された法人は、福祉人材確保対策室の指示に従い、交付要綱に従って補助金申請を行うとともに、実施要領に従って事業の準備を始めること。

(4) その他

- ・個別の企画内容に対する質問は受け付けることはできません。
- ・個別の企画内容に対する助言を行うことはできません。
- ・評価は非公開で行うものとします。
- ・提出された企画書等は返却することはできません。
- ・実施団体の決定について個別の問い合わせには応じることはできません。

8 補助金執行の適正性確保について

(1) 本補助金は、「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律」の規定により交付される補助金であり、不適正な使用が認められた場合については、刑事処罰されることがあるので、適正執行に努めること。

(2) 事業実施に際しては、収入及び支出状況が分かる通帳を適切に管理し、収入及び支出についての証拠書類（契約書、旅費等の領収証）については、事業終了後5年間、実施主体において保存すること。

(3) その他の関連事項については、別途定める実施要領や交付要綱によるものとする。